なとりの福祉



宮城県名取市社会福祉事務所

目　　次

１．総　　括 …… 1～3
（１）市の概況
（２）市の予算
（３）社会福祉事務所の概況（組織構成図）

２．児 童 福 祉 …… 4～18
（１）児童手当
（２）児童扶養手当
（３）特別児童扶養手当
（４）特別障害者手当等
（５）保育事業
（６）児童厚生事業
（７）ファミリー・サポート・センター事業
（８）家庭児童相談

３．母 子 父 子 福 祉 …… 19～20
（１）ひとり親・寡婦巡回相談事業
（２）ひとり親家庭就労支援事業
（３）ひとり親家庭日常生活支援事業

４．高 齢 者 福 祉 …… 21～25
（１）在宅老人短期入所事業
（２）高齢者等緊急通報システム事業
（３）訪問理容・美容サービス事業
（４）在宅ねたきり老人等介護手当支給事業
（５）福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用料等助成事業
（６）敬老祝金支給
（７）老人クラブ活動及び助成状況
（８）老人憩の家
（９）老人福祉施設入所状況
(10) ねたきり高齢者及びひとりぐらし高齢者推移
(11) 高齢者人口の推移

５．障害者自立支援等制度 …… 26～28
（１）対象となるサービスと支給決定状況
（２）市設置施設
（３）補装具費の支給
（４）自立支援医療費の支給

６．地域生活支援制度 …… 29
（１）相談支援事業
（２）意思疎通支援事業
（３）移動支援事業
（４）地域活動支援センター事業
（５）訪問入浴サービス事業
（６）日中一時支援事業
（７）日常生活用具給付

７．身体障がい者福祉 …… 30
（１）身体障害者手帳交付状況
（２）身体障害者相談員の設置
（３）自動車税等減免の証明書発行

８．知的障がい者福祉 …… 31
（１）療育手帳交付状況
（２）知的障害者相談員の設置

９．精神障がい者福祉 …… 32
（１）精神障害者保健福祉手帳交付状況

１０．生 活 保 護 …… 33～38
（１）被保護世帯数及び人員と保護率の推移
（２）地区別に見る保護世帯の状況
（３）保護の開始と廃止
（４）世帯類型別に見る世帯数の推移
（５）生活保護費の推移
（６）生活保護費の経理状況
（７）医療扶助の状況

１１．社会福祉一般 …… 39～41
（１）民生委員・児童委員（主任児童委員）
（２）赤十字事業

１２．社会福祉法人　名取市社会福祉協議会 …… 42～47
◎ 名取市社会福祉協議会の概況
（１）福祉給食サービス事業
（２）生活福祉資金貸付事業
（３）生活安定資金貸付事業
（４）生活相談所の開設
（５）障害福祉サービス事業
（６）日常生活自立支援事業《福祉サービス利用援助事業（通称：まもりーぶ）》
（７）災害ボランティアセンター設置運営事業
（８）その他の事業
（９）関係団体事務局
(10) 市指定管理事業・市受託事業

１．　総　　括

(1) 市の概況（令和８年３月３１日現在）

面　　積		98.20 ㎢
人口	男	39,039 人
	女	40,599 人
	計	79,638 人
世 帯 数		34,642 世帯

(2) 市の予算

（歳　　入）

款別＼年度別	令和７年度当初予算額		令和８年度当初予算額	
	金額（千円）	構成率(%)	金額（千円）	構成率(%)
1. 市税	12,996,831	35.53	13,598,913	36.21
2. 地方譲与税	299,000	0.82	314,000	0.84
3. 利子割交付金	6,500	0.02	23,000	0.06
4. 配当割交付金	45,000	0.12	75,000	0.20
5. 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.05	130,000	0.35
6. 法人事業税交付金	200,000	0.55	200,000	0.53
7. 地方消費税交付金	2,188,000	5.98	2,300,000	6.12
8. ゴルフ場利用税交付金	35,000	0.10	40,000	0.11
9. 環境性能割交付金	37,000	0.10	1	0.00
10. 地方特例交付金	119,000	0.33	161,100	0.43
11. 地方交付税	3,722,398	10.18	3,877,395	10.32
12. 交通安全対策特別交付金	12,000	0.03	11,000	0.03
13. 分担金及び負担金	186,827	0.51	183,217	0.49
14. 使用料及び手数料	512,853	1.40	404,181	1.08
15. 国庫支出金	7,165,114	19.58	7,325,234	19.50
16. 県支出金	2,820,440	7.71	2,826,759	7.53
17. 財産収入	208,134	0.57	247,481	0.66
18. 寄附金	315,000	0.86	422,000	1.12
19. 繰入金	2,392,042	6.54	2,185,370	5.82
20. 繰越金	5,000	0.01	5,000	0.01
21. 諸収入	850,361	2.32	574,649	1.53
22. 市債	2,448,500	6.69	2,651,700	7.06
歳入合計	36,585,000	100.00	37,556,000	100.00

（歳　　出）

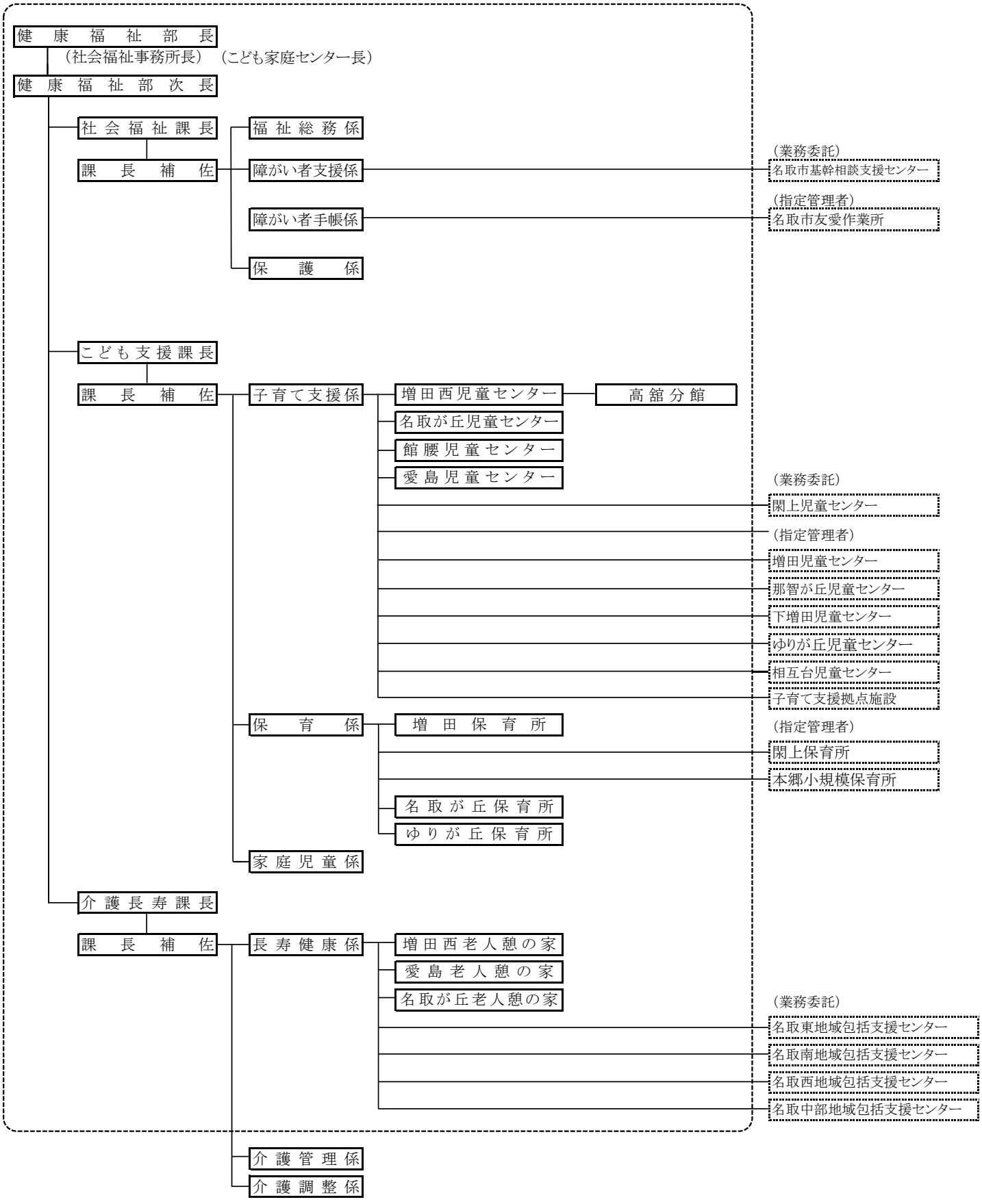
款別＼年度別	令和７年度当初予算額		令和８年度当初予算額	
	金額（千円）	構成率(%)	金額（千円）	構成率(%)
1. 議会費	253,269	0.69	261,142	0.70
2. 総務費	3,557,229	9.72	3,540,399	9.43
3. 民生費	14,508,575	39.66	14,900,439	39.67
4. 衛生費	2,577,998	7.05	2,548,855	6.79
5. 労働費	28,744	0.08	28,898	0.08
6. 農林水産業費	462,813	1.26	534,136	1.42
7. 商工費	859,069	2.35	848,431	2.26
8. 土木費	4,160,995	11.37	4,743,385	12.63
9. 消防費	2,264,874	6.19	1,292,304	3.44
10. 教育費	5,206,004	14.23	5,917,695	15.76
11. 災害復旧費	2	0.00	2	0.00
12. 公債費	2,678,013	7.32	2,913,753	7.76
13. 諸支出金	17,415	0.05	16,561	0.04
14. 予備費	10,000	0.03	10,000	0.02
歳出合計	36,585,000	100.00	37,556,000	100.00

(3) 社会福祉事務所の概況

社会福祉法第１４条第１項の規定に基づき昭和３３年１０月市制施行とともに設置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置並びに障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスに関する事務のほか、戦傷病者、戦没者遺族援護、日本赤十字社及び災害救助等社会一般の事務を処理し、社会福祉の総合的窓口としての役割を果している。

社会福祉事務所の組織構成図

（令和8年4月1日現在）



２．　児　童　福　祉

(1) 児童手当

児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成、資質の向上を図ることを目的としている。

法改正により令和６年１０月より、支給要件、支給額、支給方法等が変更された。

	制度改正前 （令和6年9月以前）	制度改正後 （令和6年10月以降）
支給対象	中学校修了前までの児童（15歳到達後の最初の年度末まで）を養育している方で収入が一定の額に満たないこと （所得制限あり）	高校修了前までの児童（18歳到達後の最初の年度末まで）を養育している方 （所得制限なし）
支給額	●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降　：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満（特例給付） 一律：5,000円 ●所得上限限度額以上 支給なし	●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降　：30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降　：30,000円
支給方法	年3回（2，6，10月）それぞれ前月までの手当を口座振込により支給。	年6回（偶数月）それぞれ前月までの手当を口座振込により支給。
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童、および保護者が監護している18歳以降22歳年度末までの子

年 度 別 支 給 額 状 況

■延支給対象児童数　　単位：人

区分＼年度		３年度	４年度	５年度	６年度（改正前）	６年度（改正後）	７年度
児童手当	被用者	111,935	109,040	106,028	68,257	44,873	131,887
	非被用者	13,311	13,158	12,395	7,986	5,233	15,310
特例給付		7,536	5,973	5,150	3,469	0	0
合計		132,782	128,171	123,573	79,712	50,106	147,197

■支給金額　　単位：千円

区分＼年度		３年度	４年度	５年度	６年度（改正前）	６年度（改正後）	７年度
児童手当	被用者	1,250,775	1,214,800	1,179,375	759,650	570,800	1,683,575
	非被用者	148,970	147,075	138,145	89,205	69,970	205,560
特例給付		37,680	29,865	25,750	17,345	0	110
合計		1,437,425	1,391,740	1,343,270	866,200	640,770	1,889,245

(2) 児童扶養手当

・支給要件：父又は母のいない児童（父又は母が重度障がいの場合を含む）の母又は父や、父母に代わってその児童（１８歳到達以降の最初の３月３１日までの児童又は２０歳未満の中程度以上の障がいを有する児童）を養育している方でその方の年間所得が一定の額を超えていないこと。

・支 給 額（月額）

改定年月	支給区分	児童が1人の場合	2人以上いる場合は1人目の手当額に加算	
			2人目の加算額	3人目以降の加算額
令和2年4月分～	全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
	一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	6,100円～3,060円
令和3年4月分～（改定なし）	全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
	一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	6,100円～3,060円
令和4年4月分～	全部支給	43,070円	10,170円	6,100円
	一部支給	43,060円～10,160円	10,160円～5,090円	6,090円～3,050円
令和5年4月分～	全部支給	44,140円	10,420円	6,250円
	一部支給	44,130円～10,410円	10,410円～5,210円	6,240円～3,130円
令和6年4月分～	全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
	一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	6,440円～3,230円
令和6年11月分～	全部支給	45,500円	10,750円	
	一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	
令和7年4月分～	全部支給	46,690円	11,030円	
	一部支給	46,680円～11,010円	11,020円～5,520円	
令和8年4月分～	全部支給	48,050円	11,350円	
	一部支給	48,040円～11,340円	11,340円～5,680円	

年度別受給者数内訳

12月末現在受給者数 **単位：人**

区分／年度	全部支給	一部停止	全部停止	合　計
令和３年度	251	236	93	580
令和４年度	252	219	100	571
令和５年度	244	214	105	563
令和６年度	253	210	87	550
令和７年度	260	202	92	554

(3) 特別児童扶養手当

知的又は身体に障がいを有する児童をもつ養育者に対し、手当を支給することによって、福祉の増進を図ることを目的としている。

・支給要件：法に定める程度の障がいの状態にある、２０歳未満の障がい児を養育している父又は母や父母に代わってその児童を養育している方で、その方の年間所得が一定の額を超えていないこと。

・支 給 額：（月額）

対象児童1人につき

区　分	平成31年4月分～	令和2年4月分～	令和3年4月分～	令和4年4月分～
1級	52,200円	52,500円	52,500円	52,400円
2級	34,770円	34,970円	34,970円	34,900円
区　分	令和5年4月分～	令和6年4月分～	令和7年4月分～	令和8年4月分～
1級	53,700円	55,350円	56,800円	58,450円
2級	35,760円	36,860円	36,860円	38,930円

年度別受給者数内訳

12月末現在受給者数　　**単位：人**

区分／年度	全部支給	一部停止	全部停止	合　計
令和３年度	188	－	20	208
令和４年度	198	－	19	217
令和５年度	218	－	15	233
令和６年度	222	－	22	244
令和７年度	226	－	26	252

(4) 特別障害者手当等

特別障害者手当等制度は、障がい者の所得保障の一環として障がい者の自立生活の基礎を確立するために創設されたものであり、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図り、特別障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

支給要件

① 特別障害者手当

知的又は身体に重度の重複する障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいにある20歳以上の者で施設及び病院に入所・入院していない者。

② 障害児福祉手当

知的又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳未満の者で施設に入所していない者。

支給額（令和7年4月～令和8年3月　月額）

特別障害者手当　　月額　２９，５９０円
障害児福祉手当　　月額　１６，１００円
経過的福祉手当　　月額　１６，１００円

年度別支給額状況

年　　度	延受給者数	支 給 額
平成25年度	994 人	20,411,700 円
平成26年度	993 人	19,833,140 円
平成27年度	946 人	18,662,400 円
平成28年度	954 人	18,893,100 円
平成29年度	1,021 人	20,107,810 円
平成30年度	1,059 人	21,458,290 円
令和元年度	1,029 人	21,142,510 円
令和２年度	1,115 人	23,628,460 円
令和３年度	1,128 人	23,917,480 円
令和４年度	1,147 人	24,149,480 円
令和５年度	1,323 人	29,688,460 円
令和６年度	1,492 人	35,414,410 円
令和７年度	1,567 人	38,156,480 円

年度別受給者数内訳

年　　度	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
平成25年度	44 人	41 人	1 人	86 人
平成26年度	45 人	48 人	1 人	94 人
平成27年度	38 人	49 人	1 人	88 人
平成28年度	39 人	50 人	1 人	90 人
平成29年度	44 人	49 人	0 人	93 人
平成30年度	47 人	52 人	0 人	99 人
令和元年度	44 人	46 人	0 人	90 人
令和２年度	50 人	46 人	0 人	96 人
令和３年度	47 人	48 人	0 人	95 人
令和４年度	55 人	48 人	0 人	103 人
令和５年度	73 人	49 人	0 人	122 人
令和６年度	79 人	48 人	0 人	127 人
令和７年度	85 人	46 人	0 人	131 人

(5) 保育事業

① 保育所等の現況

保育所等は児童福祉法に基づいて設置され、保護者の就労・疾病などの理由によって、保育を必要とする乳児または幼児を日々保護者の下から通わせて、その家庭に代わって保育することを目的とする施設である。

（令和8年4月1日現在）

区分	公私	施設名	開所年月日	所在地	利用定員	4月1日入所者数					備　考
						R4	R5	R6	R7	R8	
認可保育施設	公立	増田保育所	S34.6.1	名取市増田一丁目8-33	70	76	73	73	74	73	
	公立	名取が丘保育所	S48.4.1	名取市名取が丘二丁目6-1	110	103	102	94	95	99	
	公立	ゆりが丘保育所	H6.4.1	名取市ゆりが丘二丁目11-1	90	80	77	73	71	74	
	公立	閖上保育所	S31.6.20	名取市閖上西二丁目11	66	69	66	64	66	62	公設民営 R7年度から指定管理者制度による管理・運営
	私立	高舘あおぞら保育園	H13.4.1	名取市高舘熊野堂字五反田山1-2	100	110	112	106	110	110	
	私立	愛の杜めぐみ保育園	H27.4.1	名取市愛の杜一丁目2-10	90	83	82	81	79	99	
	私立	手倉田くじら保育園	H31.4.1	名取市大手町二丁目2-5	100	103	103	110	112	114	
	私立	杜せきのしためぐみ保育園	H31.4.1	名取市増田字後島455	90	93	91	88	90	90	
	私立	名取ひよこ園	H31.4.1	名取市美田園三丁目25-2	60						R4から認定こども園
	私立	スクルドエンジェル保育園なとり園	H31.4.1	名取市上余田字千刈田886-1	60	51	56	47	59	61	
	私立	ぷらむ保育園館腰	R1.12.16	名取市植松三丁目2-14	90	92					R5から認定こども園
				計	926	860	762	736	756	782	
認定こども園	私立	なとり幼稚園・なとり保育園	H30.4.1	名取市増田三丁目8-8	205	183	215	215	216	219	
	私立	なとり第二幼稚園・なとり第二保育園	H30.4.1	名取市手倉田字諏訪276	180	168	192	206	208	212	
	私立	名取みたぞのこども園	R3.4.1	名取市美田園五丁目3-5	100	110	108	103	99	103	
	私立	名取あけぼのこども園	R3.4.1	名取市増田六丁目1-40	100	104	106	103	102	105	
	私立	名取ひよこ園	R4.4.1	名取市美田園三丁目25-2	60	61	59	59	57	58	R3までは私立認可保育所
	私立	閖上わかばこども園	R4.4.1	名取市閖上西二丁目12	45	34	35	46	48	48	R4幼稚園から移行
	私立	ぷらむ館腰こども園	R5.4.1	名取市植松三丁目2-14	90		87	92	93	93	R5までは私立認可保育所
				計	780	660	802	824	823	838	

区分	公私	施設名	開所年月日	所在地	定員	4月1日入所者数					備　考
						R4	R5	R6	R7	R8	
地域型保育事業	私立	保育ルームクレヨンKids	H27.4.1	名取市増田四丁目5-25	19	12	13	16	19	17	小規模保育事業
	私立	キッズフィールド 杜せきのした駅前園	H27.5.1	名取市杜せきのした二丁目6-3	19	17	18	17	17	18	小規模保育事業
	私立	キッズフィールド みたぞの園	H27.6.1	名取市美田園五丁目12-6	19	18	17	17	16	19	小規模保育事業
	私立	スクルドエンジェル 保育園なとり園	H27.5.1	名取市増田五丁目3-12	19	16	16	20			小規模保育事業 （R7年度廃止）
	私立	キンダーナーサリー なとりおひさま保育園	H27.6.1	名取市手倉田字諏訪669-1	19	15	10	13	11	9	小規模保育事業
	公立	本郷小規模保育所	H29.10.1	名取市本郷字矢口84	19	20	17	13	16	20	小規模保育事業（公設民営） R7年度から指定管理者制度による 管理・運営
	私立	ぷらざ保育園名取駅前	H31.4.1	名取市増田四丁目7-30	19	20	19	16	21	22	小規模保育事業
	私立	キッズフィールド 第2みたぞの園	R1.8.1	名取市美田園五丁目3-9	12	18	12	11	11	13	小規模保育事業
	私立	River Landくるみ保育園	H27.5.1	名取市大手町五丁目18-1	5	5	5	3	5	5	家庭的保育事業
	私立	愛の杜保育園	H28.4.1	名取市愛の杜一丁目2-10	19	7	10	12	6		事業所内保育事業 （令和８年度廃止）
	私立	ヤクルト名取つばめ保育園	H29.12.1	名取市植松字宮島77	19	6	13	8	7	1	事業所内保育事業
	私立	杜せきのした愛の杜保育園	H31.4.1	名取市増田字後島455	19	14	9	12	16	10	事業所内保育事業
				計	207	168	159	158	145	134	
合計					1,913	1,688	1,723	1,718	1,724	1,754	

公立保育施設の規模及び主な設備

（令和8年4月1日現在）

保育所別 / 室名	増田保育所		名取が丘保育所		ゆりが丘保育所		閖上保育所		本郷小規模保育所	
	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)	室数	面積(㎡)
保育室	5	157.12	7	259.77	5	162.85	4	130.01	1	49.69
ほふく室							1	23.19	1	38.09
乳児室	1	37.95	2	67.90	1	40.59	1	31.46	1	16.56
遊戯室	1	96.25	1	99.37	1	88.74	1	115.93	1	81.15
調理室	1	20.60	1	34.78	1	31.67	1	48.36	1	14.36
事務室	1	27.50	1	44.71	1	34.47	1	40.58	1	36.02
医務室	1	10.15	1	19.87	1	18.63	1	12.42	1	16.98
便所	大 11 小 4	24.30	大 12 小 6	32.29	大 10 小 6	35.45	大 9 小 6	44.95	大 7 小 2	30.33
倉庫					1	14.31	5	12.77	1	6.62
その他		89.62		163.36		161.48		106.75		163.32
床面積計		463.49		722.05		588.19		566.42		453.12
屋外遊戯場		805.00		1,387.66		553.64		600.00		1,100.00
その他		722.21		752.60		968.26		833.77		2,099.50
敷地面積		1,996.70		2,896.57		2,120.50		2,000.19		3,652.62
屋外施設	砂場、スベリ台、鉄棒、二連（三連）ブランコ、シーソー、ジャングルジム等									
室内設備	ピアノ、オルガン、児童用机及び椅子、黒板、テレビ、整理箱、ＣＤデッキ、平均台、室内ブランコ、室内スベリ台、室内用玩具（ままごと・ミニカー・ブロック等）、とび箱、絵本・紙芝居等、傘立、下駄箱、救急箱、身長体重計、楽器、事務机及び椅子、消火器、スチールケース、暖房用具、扇風機、エアコン、食器戸棚、給食用具一式、その他各種事務用品									

②　障害児保育事業

心身に障がいをもつ幼児を入所させ、一般の幼児とともに集団保育を行い、障がい児の機能の伸長及び健全な社会性の成長発展を促進するため、昭和50年4月から、手倉田保育所に専任の保育士を配置し、東北で最初の障がい児保育を実施し、昭和56年4月より全保育所に範囲を広げ実施してきた。

・対象児童

保育が必要な知的障がい児、身体障がい児等で、原則として障がいの程度が軽・中程度の、集団保育が可能で日々通所可能な児童。

・保育方法

一般児との統合保育を行い、必要に応じた個別の支援を行う。

③　０歳児保育事業

近年の女性の社会進出に伴って、0歳児からの保育の需要が増えている。乳児期は、人間の一生のうちで最も心と身体が成長発達をする大切な期間であり、乳児の健やかで和やかな人格を形成するため、次のような目標を持って、全ての市内認可保育所、認定こども園において実施している。

（受入れは施設によって、2ヶ月から、6ヶ月からとなっている。）

平成27年4月以降、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、市で認可する地域型保育事業おいても実施している。（受入れは施設によって、2ヶ月から、3ヶ月から、6ヶ月からとなっている。）

・一人ひとりの子どもに生活リズムを身につけさせ、健康な体づくりを進める。
・歩行の自立にむけて、運動機能の発達を促進させる。
・感覚器官を発達させる。
・子どもと大人とのふれあいを大切にし、人間関係を育てていく。

④　一時預かり事業（一時的利用・定期的利用）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育需要に対するため、一時預かり事業及び特定保育事業を平成8年度より名取が丘保育所、平成13年度から高舘保育所（平成27年4月より高舘あおぞら保育園)で、一時預かり事業を平成22年度から名取みたぞの保育園（令和3年4月より名取みたぞのこども園）、平成27年度から愛の杜めぐみ保育園で実施している。

平成28年4月から子ども・子育て支援新制度施行に伴って、一時預かり事業及び特定保育事業を、一時預かり事業の一時的利用、定期的利用の区分で実施している。

・一時的利用

保護者の傷病等で緊急、かつ、一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育事業で、令和3年度からは、育児疲れの解消を目的とした利用も可能としている。

・定期的利用

保護者の就労形態等により、週3日を限度として継続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育事業（名取みたぞのこども園では実施していない）

⑤　時間延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長に対する需要に対応するため、市内全ての認可保育所及び認定こども園において実施している。

平成27年4月以降、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、市で認可する小規模保育事業、事業所内保育事業においても実施している。

⑥　地域子育て支援センター事業

核家族化の進行による育児に係る不安等の増加に伴い、子育てに関する相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を通じ、地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、平成10年度より増田保育所（平成26年4月より増田児童センター）、平成13年度から高舘保育所（平成27年4月より高舘あおぞら保育園）で実施している。

その後、平成25年4月から那智が丘児童センターで、平成28年4月から下増田児童センターで、平成29年10月から本郷小規模保育所で実施している。

平成31年4月、イオンモール名取3階に、地域子育て支援拠点施設としてcocoI'll（ここいる）を開設した。

⑦　病後児保育事業

病気が回復している途中で、自宅での静養を必要とする子どもを、保護者が仕事や疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で保育することが困難な場合、保育所に付設した病後児保育室などで一時的に預かる事業であり、平成22年度から名取みたぞの保育園（令和3年4月より名取みたぞのこども園）で、平成27年度から愛の杜めぐみ保育園で実施している。

⑧　幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供たち、 住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料を無償とする、「幼児教育・保育の無償化」を実施している。

(6) 児童厚生事業

◎ 児童館・児童センター

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする施設である。

増　　田児童センター　平成１１年４月１日より増田児童館を増田児童センターに改築
平成２８年６月増築　合計499.67㎡
令和３年４月より増築部借上（314.78㎡）　合計814.45㎡
※平成28年度より指定管理者制度を導入

増 田 西児童センター　平成元年４月開設　（S49.8～H元.3まで分室・分館）
平成２８年７月増築　合計481.87㎡

〃　　高舘分館　平成２９年４月開設　275㎡（H28.3まで市立高舘幼稚園）
令和８年１月高舘小学校内に移転　230㎡

名取が丘児童センター　昭和６０年５月開設　395.76㎡（S52.4～S60.3まで分室・分館）

閖　　上児童センター　昭和６３年５月開設（H24.3～R2.3まで震災のため休止）
令和２年３月移転再開　406.38㎡
令和５年１２月より増築部借上（166.68㎡）　合計573.06㎡

下 増 田児童センター　平成２８年４月開設　504.50㎡（H28.3まで市立下増田幼稚園）
※平成30年度より指定管理者制度を導入
令和５年１１月移転改築（下増田公民館との合築）
児童センター部分769.32㎡

館　　腰児童センター　平成５年４月開設　371.40㎡

愛　　島児童センター　平成２８年４月開設（H28.3まで愛島幼稚園）
平成３０年１０月移転増築　合計563.46㎡（旧愛島公民館を改修）

ゆりが丘児童センター　平成１６年６月開設　409.59㎡（H6.6～H16.5まで分館）
※令和６年度より指定管理者制度を導入

相 互 台児童センター　平成１４年１２月開設 409.45㎡（H8.6～H14.11まで分館）
※令和６年度より２年間の業務委託契約を締結

那智が丘児童センター　平成２３年４月開設　434.87㎡（H9.5～H23.3まで分館）
※平成25年度より指定管理者制度を導入

児童センター利用状況

単位：人

内訳 / 年度	一般利用者		登録児童		クラブ行事	地域組織活動 他団体	計	一日平均
	男	女	男	女				
令和３年度	21,600	21,589	86,160	86,314	22,725	6,291	244,679	86
令和４年度	19,713	20,936	90,973	87,387	24,814	7,461	251,284	89
令和５年度	32,605	30,933	97,312	90,295	30,722	9,248	291,115	102
令和６年度	37,789	39,527	110,237	100,038	33,731	11,566	332,888	118
令和７年度	41,257	38,790	105,177	100,558	35,607	12,466	333,855	119

◎ 地域組織活動助成

家庭児童の健全な育成を図るためには、保護者の連帯組織や地域住民による積極的な組織活動が必要である。地域組織の活動推進と育成助長を図るため助成を行っている。

令和７年度助成金

１０地域組織　　１，８９０，０００円

◎ 児童遊園

地域における児童を対象として、児童に健全な遊びを与え児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童遊園を設置している。

児 童 遊 園 の 設 置 状 況

名　　称	設置年月日	所　在　地	規　模
閖上チビッコ丸児童遊園	R2. 5. 15	名取市閖上西二丁目8番1	2,168.89㎡

(7) ファミリー・サポート・センター事業

労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とするファミリー・サポート・センター事業を推進する。

ファミリー・サポート・センター会員数

単位：人

内訳 / 年度	利用会員	協力会員	両方会員	合計
令和元年度	502	128	52	682
令和２年度	496	126	52	674
令和３年度	465	124	51	640
令和４年度	447	120	50	617
令和５年度	435	115	49	599
令和６年度	424	116	48	588
令和７年度	422	115	49	586

※３月末日現在

ファミリー・サポート・センター活動状況

単位：回

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
のべ活動回数	2,079	1,671	1,689	1,080	737
年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
のべ活動回数	731	920	858	802	472

(8) 家庭児童相談

すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ成長することができるよう、子ども及びその家庭を援助することを目的とし家庭児童相談室を設置している。

児童虐待、非行などの児童問題が生じる家庭は、親子関係、経済状況だけにとどまらず、種々な背景を持っている場合が多く、家庭児童相談に当たっては、家庭全体の問題としてとらえ、相談にあたっている。

また、関係機関との連携により、児童虐待の未然防止や早期発見につなげていく等、児童虐待防止にも寄与している。

家庭児童相談室の設置：昭和４３年４月

家庭児童相談員の配置：平成２４年度まで２名体制

平成２５年度より３名体制とし、体制強化を図った。

相 談 活 動 実 績

◎ 相談・訪問・研修

単位：件

種別＼年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
相談室への来訪者	753	734	735	343	165	136	121	174	109
電話・書面での連絡	2,415	2,461	2,383	3,717	4,389	3,794	4,993	5,701	4,872
受理会議	33	39	65	109	147	72	94	74	46
ケース会議	32	19	42	12	67	77	61	44	28
家庭訪問	20	63	37	50	76	173	85	133	69
学校訪問	3	3	12	3	39	63	39	53	28
関係機関訪問	48	62	18	73	75	138	140	186	128
民生児童委員宅訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修会等出席	22	13	2	38	139	114	70	66	25
計	3,326	3,394	3,294	4,345	5,097	4,567	5,603	6,431	5,305

◎ 相 談 件 数

単位：件

種別＼年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
性格・生活・習慣	0	0	5	7	7	14	5	9	4
知能・言語	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校生活など	0	0	0	0	1	1	0	0	0
非行	2	0	3	3	3	2	4	6	3
家族関係	65	81	70	163	217	273	352	419	323
環境福祉	3	1	10	0	0	0	0	0	0
心身障害	101	110	125	91	17	1	0	0	0
その他（進路など）	0	0	19	0	0	0	0	2	7
計	171	192	232	264	245	291	361	436	337

◎ 年 齢 別

単位：名

種別＼年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
３ 歳 未 満	24	28	29	29	38	52	75	74	56
３ 歳 児	5	12	19	20	16	19	19	20	17
４歳～５歳未就学児	27	27	22	33	53	33	63	83	57
小学校１年～３年	24	31	33	42	42	50	51	77	54
小学校４年～６年	29	33	30	37	31	86	54	71	60
中 学 生	32	34	45	59	44	31	59	67	60
高 校 生	27	24	31	33	21	20	40	43	33
そ の 他	3	3	23	11	0	0	0	1	0
計	171	192	232	264	245	291	361	436	337

◎ 非行の種類

単位：名

種別＼年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
盗 み （ 万 引 ）	2	0	0	0	0	0	0	1	1
浮 浪	0	0	0	0	0	1	0	0	0
夜遊び（盛り場はいかい）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴 力	0	0	3	3	2	1	2	2	0
不 純 交 遊	0	0	0	0	1	0	2	3	1
家 出	0	0	0	0	0	0	0	0	1
無 免 許 運 転	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫 煙 ・ 飲 酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シンナー・ボンド遊び	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゆ す り ・ た か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	3	3	3	2	4	6	3

◎ 処　　理

単位：名

種別＼年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
福祉司指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助産施設入所措置	3	0	0	1	1	1	1	3	0
母子寮入所措置	0	2	0	3	4	2	4	1	0
保育所入所措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉法22,23,24通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童相談所送致	84	115	125	91	17	0	4	1	1
児童相談所の委嘱で完了	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他機関へのあっ旋	0	0	11	31	4	9	33	12	10
相談助言	27	35	12	48	124	180	203	296	222
翌年度への継続	60	40	84	98	95	99	116	123	104
計	174	192	232	272	245	291	361	436	337

◎ 施設入所

単位：件

年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
件数	9	10	5	6	3	5	5	8	8

３．　母　子　父　子　福　祉

(1) ひとり親・寡婦巡回相談事業

ひとり親家庭・寡婦家庭の方々の生活全般に関すること、職業能力向上に関することなど日頃の生活に関わる悩み事の相談に応じるため、ひとり親家庭支援員が塩釜保健所岩沼支所で巡回相談を実施している。

(2) ひとり親家庭就労支援事業

① 高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の父又は母が就職に有利で生活の安定に資する資格を取得する場合に生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を支給する。

・対象資格　看護士、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士　など

・対 象 者　ひとり親家庭の父又は母であって一定の要件を満たす者

・支 給 額　訓練促進給付金＝月額１００，０００円※（市民税非課税世帯）※支給上限４年
月額　７０，５００円※（市民税課税世帯）
※就業期間の最後の１２ヶ月間は、４万円増額。
修了支援給付金　＝　５０，０００円　（市民税非課税世帯）
２５，０００円　（市民税課税世帯）

② 自立支援教育訓練給付金支給事業

ひとり親家庭の父又は母が就職に有利な教育訓練を受講する場合に受講料の一部を助成する。

・対象講座　雇用保険法に規定する各教育訓練給付金の指定教育訓練講座

・対 象 者　ひとり親家庭の父又は母であって一定の要件を満たす者

・助 成 額　対象講座の受講料の６割相当額（上限２０万円、下限１万２千円）
ただし、専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合は、就学年数×４０万円となり上限は１６０万円。修了後１年以内に資格を取得し就職した場合は対象講座の受講料の８５％相当額（就学年数×６０万円、上限額２４０万円）
なお、雇用保険法に規定する各教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その額を差し引いた額。

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

・対象講座　高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制含む）

・対 象 者　ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって一定の要件を満たす者

・支 給 額

	助成割合	上限額	
		通信制の講座	通学制の講座
受講開始時給付金	4割	【A】10万円	【C】20万円
受講修了時給付金	5割-（A又はC）	【B】12万5千円- A	【D】25万円 - C
合格時給付金	1割	15万円 -（A＋B）	30万円 -（C＋D）

(3) 子育て世帯日常生活支援事業

家事又は育児等に不安や負担を抱える保護者、妊産婦又はヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員を派遣する。

・利用できる方　養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及び妊婦

・利用できる支援内容　食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など

・支援の期間等　申請１回につき６か月、１日１回２時間、１か月１０回を上限で必要と認められる範囲

・利用者負担金　１時間あたり３００円（上限）。市民税非課税世帯は費用負担なし。

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表（宮城県健康福祉部資料より抜粋）

令和8年4月1日現在

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備　　考
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦等	3,720,000円 母子・父子福祉団体 5,580,000円	－	貸付の日から 1年間	措置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
事業継続	〃	1,860,000円	－	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	
修　　学	ひとり親家庭の親が扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	学校等種別・学年別・通学方法で限度額有	就学期間中	卒業後 6か月間	措置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校(一般課程)の場合は5年以内償還
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	〔一般〕月額　68,000円 〔特別〕一括 816,000円 〔特別〕　＊ 460,000円	技能習得期間中 5年以内	技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	＊自動車運転免許の習得に係るもの
修　　業	ひとり親家庭の親が扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	一般　月額　68,000円 特別　＊　460,000円	知識技能の習得 期間中5年以内	知識技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子	＊自動車運転免許の習得に係るもの
就職支度	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦等	一般 110,000円 ＊ 特別 340,000円	－	貸付の日から 1年間	措置期間経過後 6年以内	(親に係る貸付) 無利子又は年1.0% (児童に係る貸付) 無利子	＊通勤のための自動車購入が必要であると認められる場合
医療介護	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦等	医療・一般　340,000円 医療・特別　510,000円 介護 500,000円	－	医療介護期間 満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	＊児童は医療のみ
生　　活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	知識・技能を習得している間 月額　141,000円 医療又は介護を受けている間、母子・父子家庭となって間もない（7年未満）生活安定期間中（＊1，＊2）、失業中月額118,000円（但し生計中心者でない場合は月額79,000円＊3） 家計が急変し児童扶養手当受給相当まで所得が減少 児童扶養手当に準拠した額（全部支給）	技能習得期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間1年以内 母子・父子家庭となってから7年未満 離職した日から1年以内 緊急生活安定貸付期間（家計急変）中原則3月以内	技能習得若しくは医療・介護終了後又は生活安定貸付、失業貸付若しくは緊急生活安定期間満了後6か月間	技能習得 20年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内 家計急変 10年以内	無利子 又は 年1.0%	＊1　生活安定貸付期間中合計貸付上限額2,832,000円 ＊2　養育費取得に係る裁判費用については、一括貸付上限額1,416,000円 ＊3　現に扶養する子のない及び扶養する子の生計を維持していない寡婦も同様
住　　宅	〃	1,500,000円 ＊ 特別 2,000,000円	－	貸付の日から 6か月間	措置期間経過後 6年以内 特別　7年以内	無利子 又は 年1.0%	＊災害等により住宅が全壊した場合で特に必要と認められる場合や老朽等による増改築（移転改築を含む）を行う場合
転　　宅	〃	260,000円	－	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	
就学支度	ひとり親家庭の親が扶養する児童 父母のない児童 寡婦等が扶養する子	学校種別で限度額有	－	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業　5年以内	無利子	専修学校(一般課程)及び修業施設に係る場合は5年以内で償還
結　　婚	ひとり親家庭の親が扶養する児童、寡婦等が扶養する子	340,000円	－	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	

注1)修学、修業、就職支度（児童に係る貸付)及び就学支度資金を借りる場合は、お子さん（児童又は子）が連帯借受人となり、お子さん（児童又は子)本人が借りる場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。事業開始、事業継続、技能習得、就職支度資金（親に係る貸付)、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利1.0%になります。

注2)申請には申請書以外の書類（所得証明書、家計費内訳書等）が必要です。なお、貸付の可否は、実態調査や所定の審査を行った上で決定されます。

注3)申請から貸付までには一定の期間が必要となりますので、お早めに各事務所の担当班へ相談願います。

注4)償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法によるものとします。また、繰上償還も可能です。

注5)児童を扶養している者が、同時に20歳以上の子を扶養している場合、その20歳以上の子も児童に含みます。

注6)児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円（年収目安900万円）を超える場合は修学資金の限度額が異なります。

４．　高　齢　者　福　祉

高齢化が急速に進んでいる現状において、地域や家庭における高齢者の果たす役割と分担を再確認し、敬老精神を基調として、福祉の向上に寄与すべく在宅福祉の強化を図りながら、心身の健康保持と日常生活の安定充実を目指し諸施策を推進する。

(1) 在宅老人短期入所事業

在宅の高齢者の方、介護保険法による短期入所サービスを受けることができない軽度の要援護高齢者の方で、お世話している方が病気や冠婚葬祭などの理由で一時的に不在になるとき、一定期間（原則として1週間）老人ホームに入所し日常生活に対する支援を受ける。

・利 用 者 負 担 金　　１日３８０円（食事代別）
・委　　託　　先　　養護老人ホーム松寿園

(2) 高齢者等緊急通報システム事業

日常生活に注意を要する高齢者等の日常生活上の安全確保と、精神的な不安を解消することを目的に、緊急事態に即応できる救援体制を整える。

・設　置　件　数　　２８８件（令和７年度末現在）
・委　　託　　先　　同和警備（株）

(3) 訪問理容・美容サービス事業

外出し、理容所又は美容所を利用することが困難な在宅の高齢者に対し、理容師又は美容師を自宅へ派遣することにより、在宅生活の質の向上を図る。

・利 用 登 録 者　　３７名（令和７年度末現在）
・利　用　回　数　　年６回

(4) 在宅ねたきり老人等介護手当支給事業

在宅ねたきり高齢者又は在宅認知症高齢者を常時介護している方に対し、介護手当を支給し、介護者の労苦をねぎらう。

・支　　給　　額　　月額２，５００円
・支　給　人　員　　２３１名（令和７年度末現在）

(5) 福祉バス乗車券等交付事業及び福祉タクシー利用料等助成事業

高齢者又は重度障がい者等の生活福祉の向上を図るため、福祉バス乗車券等、福祉タクシー利用券等を交付する。

①福祉バス乗車券等交付

交付対象者　＊満７５歳以上の方
＊身体障害者手帳所持者（福祉タクシー利用料等助成対象者を除く）
＊療育手帳所持者（福祉タクシー利用料等助成対象者を除く）
＊精神障害者保健福祉手帳所持者（福祉タクシー利用料等助成対象者を除く）

交付内容　次から１種類選択
＊なとりん号・なとりんくる共通回数乗車券（3,300円分）
＊タクシー利用券（3,000円分）
＊イクスカチャージ券（3,000円分）

②福祉タクシー利用料等助成

交付対象者　＊障害者医療費助成制度の所得制限を超えない者で、次の要件に該当する者。
＊身体障害者手帳の交付を受けている者で下記の表に該当する者。

障害名		１級	２級	３級
視覚障害		○	○	―
聴覚障害			○	―
肢体不自由	上肢不自由	○	―	―
	下肢不自由	○	○	―
	体幹不自由	○	○	―
	上肢機能	○	―	―
	移動機能	○	○	―
心臓機能障害		○		―
じん臓機能障害		○		○
呼吸器機能障害		○		○
ぼうこう又は直腸機能障害		○		―
小腸機能障害		○		―
ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害		○	○	―
肝臓機能障害		○	○	―

＊療育手帳の交付を受けている者でその程度が「Ａ」の者。
＊精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその等級が「１級」の者。

交付内容　＊タクシー利用券（助成限度額600円×月4枚）、自動車燃料費助成券（助成限度額600円×月2枚　自動車税減免対象車両に限る）、イクスカチャージ券（年3枚9,000円分）、なとりん号・なとりんくる共通回数券（年3冊　9,900円分）のいずれかを交付。なお、じん臓機能障害で人工透析加療を必要とする者には、2倍の枚数を交付。
＊上記の交付対象に該当しない身体障害者手帳１級、２級所持者に対しては、タクシー利用券（助成限度額600円×月2枚）、自動車燃料費助成券（助成限度額600円×月1枚 自動車税減免対象車両に限る）、イクスカチャージ券（年2枚6,000円分）、なとりん号・なとりんくる共通回数券（年2冊　6,600円分）のいずれかを交付。
＊上記の対象者に該当する手帳所持者のうち、一定の所得を超過している者等に対しては、タクシー利用券（年5枚　3,000円分）、自動車燃料費助成券（年5枚3,000円分　自動車税減免対象車両に限る）、イクスカチャージ券（年1枚3,000円分）、なとりん号・なとりんくる共通回数券（年1冊　3,300円分）ののいずれかを交付。
＊福祉バス乗車券等交付事業との重複交付は行わない。

(6) 敬老祝金支給

高齢者福祉の増進に寄与するとともに、敬老精神の高揚を図ることを目的とする。

敬老祝金

年齢区分	金　額	令和５年度	令和６年度	令和７年度
77歳 80歳 85歳	5,000円	1,772件	1,948件	918件
88歳	10,000円	347件	368件	417件
90歳	20,000円	288件	266件	―
95歳	30,000円	104件	117件	―
99歳	50,000円	33件	43件	―
100歳	200,000円	14件	25件	28件
101歳以上	20,000円	34件	33件	―

※支給対象者を77歳・88歳・100歳のみに縮小（令和7年度以降）。
※99歳以下・101歳以上（9～3月誕生日）は9月以降に支給。
100歳・101歳以上（4～8月）は誕生月に支給（令和3年度以降）。

(7) 老人クラブ活動及び助成状況

老人クラブは、概ね６０歳以上の会員で構成され、高齢者の生きがいを高め地域福祉の増進を図ることを目的としている。

老人クラブに対する助成を通じ、その活動を活発にし、他世代との交流を図り、地域の人から理解と協力が得られるよう努める。

○　組　織

老人クラブ連合会
- 増　　田　３クラブ
- 増田西　１クラブ
- 名取が丘　３クラブ
- 閖　　上　２クラブ
- 下増田　２クラブ
- 館　　腰　３クラブ
- 愛　　島　５クラブ
- 高　　舘　３クラブ

（単位老人クラブ（２２団体））

（令和７年度末現在）

○　助成状況

市老人クラブ連合会	269,520円	
地区老人クラブ連合会	176,000円	（１地区26,000円）
単位老人クラブ	1,426,886円	（１団体57,600円、バス借上費用分45,000円）

◎老人スポーツ大会

高齢者の健康増進と親睦を図るため、昭和５０年から老人スポーツ大会を開催している。
※令和２～４年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、令和５年度より再度開催。
（令和６年度　参加者数　約５００人）
※令和７年度は開催せず宮城県が主催するフレイル予防フェスタin名取へ参加。

(8) 老人憩の家

増田西老人憩の家（令和８年４月末廃止。）

・所 在 地　名取市大手町五丁目7-2　・構　　造　木造平屋建
・敷地面積　941.43㎡　・収容人数　１００人
・建物面積　269.13㎡
・設置年度　昭和６０年度

愛島老人憩の家

・所 在 地　名取市愛島塩手字岩沢4-2　・構　　造　鉄筋コンクリート平屋建
・敷地面積　約4,000㎡　・収容人数　１００人
・建物面積　305.8㎡　・総 工 費　82,454,000円
・設置年度　昭和６０年度

名取が丘老人憩の家

・所 在 地　名取市名取が丘三丁目5-5　・構　　造　木造平屋建
・敷地面積　240㎡　・収容人数　５０人
・建物面積　127.52㎡　・総 工 費　35,100,988円
・設置年度　平成７年度



(9) 老人福祉施設入所状況

○養護老人ホーム・・・環境上、経済上の理由から、自分で生活することが困難な高齢者が生活する施設です。
市内には「松寿園」と視覚障害者が対象の「松風荘」があります。

（延措置月数）

施設名＼年度		平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７
養護老人ホーム	松　寿　園	220	236	224	199	201	168	136	110
	松　風　荘	125	114	120	87	89	88	115	138
	仙台長生園	13	12	12	12	12	12	17	24
	吉成苑	12	12	12	12	12	12	12	12
	ひばり園	48	48	48	48	48	48	48	41
	小　　計	418	422	416	358	362	328	328	325

(10) ねたきり高齢者及びひとりぐらし高齢者推移（３月末日現在）

ねたきり高齢者の状況　　単位：人

性別／年度	男	女	計
平成30年度	17	44	61
令和元年度	10	29	39
令和２年度	60	71	131
令和３年度	61	77	138
令和４年度	70	83	153
令和５年度	51	129	180
令和６年度	64	128	192
令和７年度	75	143	218

※1 令和元年度までは民生委員が把握した人数
※2 令和2年度からは介護認定情報より把握した人数

ひとりぐらし高齢者の状況　　単位：人

性別／年度	男	女	計
平成30年度	565	977	1,542
令和元年度	677	1,075	1,752
令和２年度	1,192	2,170	3,362
令和３年度	1,257	2,281	3,538
令和４年度	1,300	2,255	3,555
令和５年度	1,328	2,373	3,701
令和６年度	1,346	2,450	3,796
令和７年度	1,414	2,535	3,949

※1 令和元年度までは民生委員が把握した人数
※2 令和2年度からは住民基本台帳より把握した人数

(11) 高齢者人口の推移（３月末日現在）　（65歳以上）

性別／年度	総　人　口	高齢者人口	高齢化率(%)
平成30年度	78,672	17,479	22.21
令和元年度	78,821	17,910	22.72
令和２年度	79,459	18,346	23.09
令和３年度	79,439	18,771	23.63
令和４年度	79,519	18,986	23.88
令和５年度	79,665	19,303	24.23
令和６年度	79,705	19,507	24.47
令和７年度	79,638	19,824	24.89

５．障害者自立支援等制度

障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。平成２５年４月１日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に法律名が改められた。

(1) 対象となるサービスと支給決定状況（令和8年3月31日現在）

	介護給付		訓練等給付・地域相談支援給付	
	種別	支給決定者数	種別	支給決定者数
身体障害者	居宅介護	57 人	就労移行支援	2 人
	重度訪問介護	8 人	就労継続支援Ａ型	1 人
	同行援護	8 人	就労継続支援Ｂ型	20 人
	短期入所	20 人	就労定着支援	2 人
	療養介護	7 人	共同生活援助	9 人
	生活介護	37 人	自立訓練（機能訓練）	1 人
	施設入所支援	26 人		
知的障害者	居宅介護	55 人	自立訓練（生活訓練）	5 人
	重度訪問介護	9 人	就労移行支援	3 人
	行動援護	16 人	就労継続支援Ａ型	15 人
	同行援護	1 人	就労継続支援Ｂ型	120 人
	短期入所	136 人	就労定着支援	3 人
	療養介護	2 人	共同生活援助	64 人
	生活介護	114 人	地域定着支援	1 人
	施設入所支援	22 人		
精神障害者	居宅介護	45 人	自立訓練（生活訓練）	2 人
	短期入所	22 人	宿泊型自立訓練	1 人
	生活介護	4 人	就労移行支援	21 人
			就労継続支援Ａ型	30 人
			就労継続支援Ｂ型	132 人
			就労定着支援	21 人
			共同生活援助	37 人
児童	居宅介護	14 人	保育所等訪問支援	27 人
	短期入所	69 人		
	児童発達支援	148 人		
	放課後等デイサービス	245 人		
難病	居宅介護	3 人	就労継続支援Ｂ型	2 人
			就労定着支援	1 人

※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は児童福祉法適用。

(2) 市設置施設

・名取市みのり園

雇用されることが困難な在宅の知的障がい者に対し生活訓練及び授産指導を行うため、昭和59年4月に設置。

平成18年4月から指定管理者制度により社会福祉法人みのり会に管理・運営を委託。

平成19年4月からは、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を行っている。

平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」と改正され、就労継続支援事業を行っている。

令和8年3月31日をもって、公の施設としての役割を終え、民間法人に移譲された。

・名取市若竹園

障がいを持つ子供達に対し、小集団での遊びを通して子供自身の持つ成長の可能性を引き出し、基本的生活習慣の確立、集団適応の基礎作りとともに、地域全体が一体となってその育成を図ることを目的とし、昭和51年4月に設置。

平成18年10月からは障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業を行っていたが、平成24年4月からは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を行っている。

令和6年4月末をもって、児童発達支援事業を民間施設に引継ぎ、閉園した。

・名取市友愛作業所

回復途上にある精神障がい者が、自ら地域社会の一員として生活するため、共同での作業体験を通して社会性及び勤労意欲の向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、平成4年8月開所した。

平成12年4月から社会福祉法人名取市社会福祉協議会に委託している。

平成18年4月からは、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業を行っている。

平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行っている。

令和6年4月1日からは就労移行支援事業を廃止し、就労継続支援事業を行っている。

(3) 補装具費の支給

身体障害者手帳所持者（指定難病の認定を受けている人を含む）に対し、身体の失われた部位、損なわれた身体機能を補完・代替する用具を交付・修理するための費用を支給する。

（単位：件、円）

	新規交付			修理			借受け			合計		
年度	件数	自己負担	公費負担	件数	自己負担	公費負担	件数	自己負担	公費負担	件数	自己負担	公費負担
平成25	101	624,210	15,931,601	75	105,892	4,120,355	0	0	0	176	730,102	20,051,956
平成26	88	351,973	12,111,853	77	104,872	3,809,309	0	0	0	165	456,845	15,921,162
平成27	96	662,326	14,949,319	91	151,223	4,831,875	0	0	0	187	813,549	19,781,194
平成28	107	574,129	14,355,465	81	191,962	4,544,043	0	0	0	188	766,091	18,899,508
平成29	100	645,834	14,052,586	79	61,749	3,234,596	0	0	0	179	707,583	17,287,182
平成30	121	690,159	18,205,373	79	149,178	5,798,867	0	0	0	200	839,337	24,004,240
令和元	81	706,243	13,184,570	72	202,277	4,322,936	0	0	0	153	908,520	17,507,506
令和2	96	1,063,618	15,697,488	66	302,757	5,749,351	0	0	0	162	1,366,375	21,446,839
令和3	96	807,521	14,031,308	66	150,631	3,600,722	0	0	0	162	958,152	17,632,030
令和4	95	798,518	16,774,389	85	290,448	6,551,176	0	0	0	180	1,088,966	23,325,565
令和5	83	719,905	17,344,935	80	150,412	4,811,422	0	0	0	163	870,317	22,156,357
令和6	94	858,464	20,416,563	79	188,322	7,323,278	0	0	0	173	1,046,786	27,739,841
令和7	95	1,235,836	18,119,870	80	229,188	4,596,214	1	0	29,201	176	1,465,024	22,745,285

(4) 自立支援医療費の支給

心身の障害を除去・軽減する医療について、医療費の負担額を軽減する制度です。

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた者に対しその障害を軽減する手術等確実な効果を期待できる方を対象とする更生医療、18歳未満の児童を対象とした育成医療、精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する方を対象とした精神通院医療の3種類あります。

（単位：件）

	更生医療				育成医療			精神通院		
	腎臓	肢体	その他	合計	肢体	その他	合計	新規	再認定	合計
令和２	74	33	4	111	9	2	11	41	961	1,002
令和３	75	28	4	107	19	4	23	64	1,022	1,086
令和４	81	30	5	116	14	5	19	71	1,056	1,127
令和５	120	49	10	179	10	4	14	145	1,033	1,178
令和６	130	42	9	181	4	2	6	230	975	1,205
令和７	138	27	15	180	4	0	4	159	1,181	1,340

６．地 域 生 活 支 援 制 度

障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うもの。基幹相談支援センター事業を市内１事業所に委託し、障害者相談支援事業を市内３事業所に委託。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の方法により、聴覚障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

令和７年度は、手話通訳者を延５３回派遣した。

(3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

令和７年度は、延７６７名が利用。

(4) 地域活動支援センター事業

障がい者等を通わせ創作的活動、生産活動、機能訓練、社会との交流促進及び入浴等のサービスを行い、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

令和７年度は、延５１５名が利用。

(5) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴の困難な者に対し、入浴サービスを行うことにより、当該者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

令和７年度は、延１４５名が利用。

(6) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

令和７年度は、延１４０名が利用。

(7) 日常生活用具給付

重度の身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため用具を給付又は貸与する。障がいの種別、程度、部位により給付（貸与）種目は異なる。

年　　度	給付件数
平成25年度	363 件
平成26年度	392 件
平成27年度	435 件
平成28年度	474 件
平成29年度	531 件
平成30年度	564 件

年　　度	給付件数
令和元年度	588 件
令和２年度	548 件
令和３年度	586 件
令和４年度	609 件
令和５年度	606 件
令和６年度	636 件
令和７年度	725 件

7．身 体 障 が い 者 福 祉

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 身体障害者手帳交付状況（各年度3月31日現在）

年　　度	手帳所持者数	内　　訳					
		１級	２級	３級	４級	５級	６級
平成25年度	1,949 人	578 人	308 人	331 人	463 人	140 人	129 人
平成26年度	2,061 人	625 人	323 人	341 人	490 人	150 人	132 人
平成27年度	2,164 人	659 人	338 人	367 人	510 人	161 人	129 人
平成28年度	2,174 人	683 人	337 人	345 人	520 人	161 人	128 人
平成29年度	2,222 人	690 人	338 人	357 人	535 人	176 人	126 人
平成30年度	2,238 人	679 人	338 人	350 人	548 人	189 人	134 人
令和元年度	2,342 人	718 人	364 人	360 人	564 人	201 人	135 人
令和２年度	2,348 人	726 人	359 人	350 人	556 人	213 人	144 人
令和３年度	2,286 人	705 人	331 人	330 人	551 人	221 人	148 人
令和４年度	2,236 人	689 人	315 人	304 人	551 人	238 人	139 人
令和５年度	2,258 人	677 人	323 人	311 人	562 人	248 人	137 人
令和６年度	2,272 人	684 人	323 人	302 人	576 人	255 人	132 人
令和７年度	2,233 人	669 人	311 人	293 人	578 人	247 人	135 人

(2) 身体障害者相談員の設置

身体に障がいのある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び身体障がい者援護思想の普及等身体障がい者の福祉増進を図ることを目的とする。なお、より専門的な相談が可能な基幹相談支援センターの設置に伴い、令和7年1月29日をもって廃止した。

(3) 自動車税等減免の証明書発行

一定等級以上の障害者手帳所持者本人が自動車を所有し、通学・通院・生業のため同居する生計を一にする家族が運転する場合。または療育手帳所持者で家族が所有する車について自動車税等の減免を受ける場合、「生計を一にしている証明書」が必要な場合があります。

年　　度	発行件数
平成25年度	118 件
平成26年度	108 件
平成27年度	104 件
平成28年度	109 件
平成29年度	106 件
平成30年度	103 件
令和元年度	84 件
令和２年度	105 件
令和３年度	74 件
令和４年度	74 件
令和５年度	86 件
令和６年度	67 件
令和７年度	89 件

8．知 的 障 が い 者 福 祉

知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉を図ることを目的とする。

(1) 療育手帳交付状況（各年度3月31日現在）

年　　度	手帳所持者数	内　訳	
		A	B
平成25年度	432 人	185 人	247 人
平成26年度	452 人	182 人	270 人
平成27年度	464 人	192 人	272 人
平成28年度	478 人	196 人	282 人
平成29年度	513 人	201 人	312 人
平成30年度	536 人	207 人	329 人
令和元年度	570 人	210 人	360 人
令和２年度	588 人	220 人	368 人
令和３年度	610 人	231 人	379 人
令和４年度	631 人	230 人	401 人
令和５年度	658 人	234 人	424 人
令和６年度	701 人	246 人	455 人
令和７年度	743 人	256 人	487 人

(2) 知的障害者相談員の設置

知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ必要な指導助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及び知的障がい者援護思想の普及等知的障がい者の福祉増進を図ることを目的とする。なお、より専門的な相談が可能な基幹相談支援センターの設置に伴い、令和7年1月29日をもって廃止した。





９．精 神 障 が い 者 福 祉

精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防とその他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

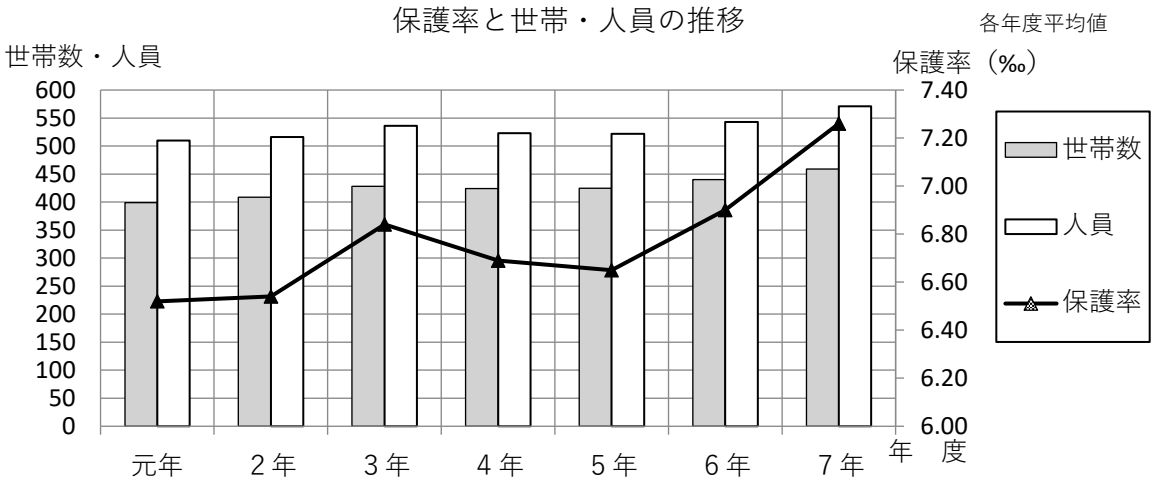
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況（各年度3月31日現在）

年　　度	手帳所持者数	内　　訳		
		１級	２級	３級
平成25年度	358 人	78 人	212 人	68 人
平成26年度	380 人	82 人	214 人	84 人
平成27年度	402 人	88 人	224 人	90 人
平成28年度	402 人	68 人	223 人	111 人
平成29年度	490 人	84 人	268 人	138 人
平成30年度	464 人	57 人	265 人	142 人
令和元年度	492 人	58 人	273 人	161 人
令和２年度	530 人	61 人	291 人	178 人
令和３年度	561 人	59 人	299 人	203 人
令和４年度	620 人	70 人	314 人	236 人
令和５年度	666 人	71 人	331 人	264 人
令和６年度	741 人	75 人	375 人	291 人
令和７年度	818 人	79 人	410 人	329 人

１０．生 活 保 護

(1) 被保護世帯数及び人員と保護率の推移

令和８年３月現在４５４世帯、５６８名で保護率は7.29‰(ﾊﾟｰﾐﾙ)である。
県内他市と比較（同年同月）すると、仙台市(17.64‰)、石巻市(15.69‰)、塩竈市(15.21‰)、大崎市(15.06‰)、多賀城市(14.14‰)、栗原市(12.94‰)、気仙沼市（10.11‰）、登米市(9.88‰)、白石市(9.10‰)、東松島市(9.03‰)、岩沼市（8.73‰）、角田市（7.52‰）に次いで１４市中１３番目となっている。
県全体では14.26‰、全国では16.10‰である。（全国の保護率は令和8年3月時点）



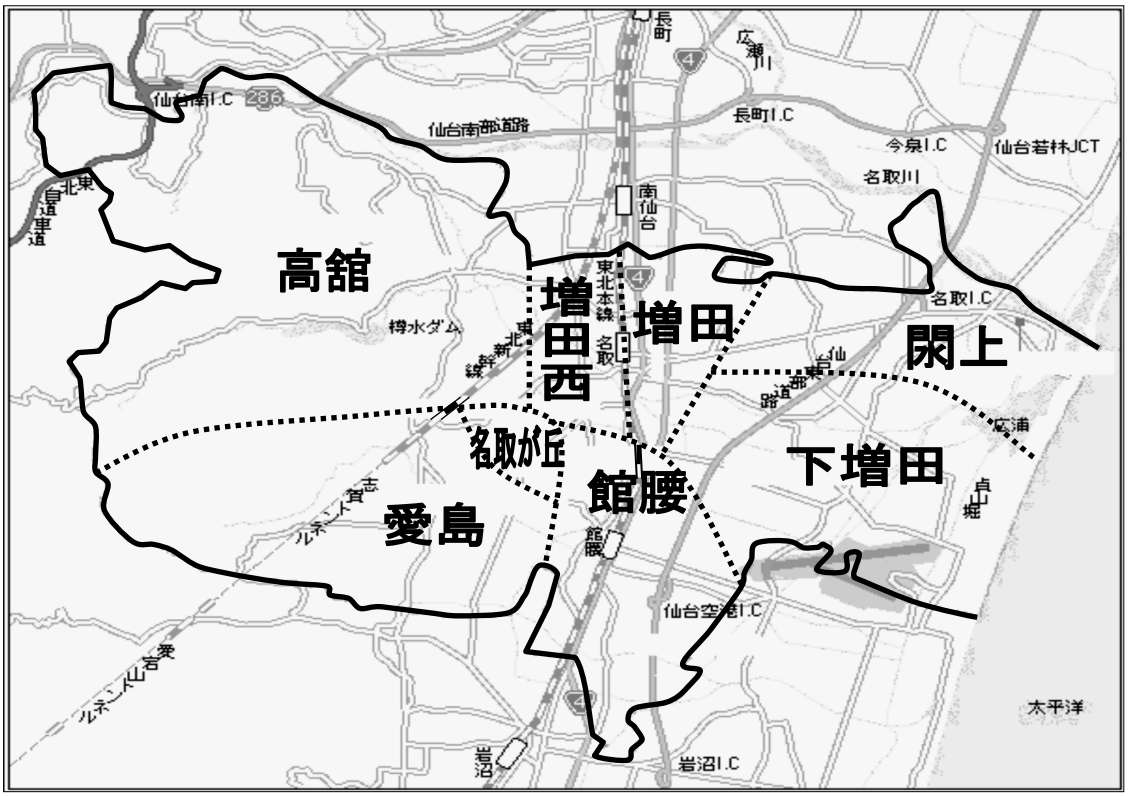
年度別被保護世帯・扶助別人員の状況

年度別月平均値

	被保護世帯数	被保護人員	保護率	扶助別世帯数および人員																計	
				生活		住宅		教育		介護		医療		出産		生業		葬祭		世帯数	人員
				世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員		
令和2年度	409	516	6.54	328	425	341	438	15	20	154	160	346	410	－	－	9	9	0.3	0.3	1,193.3	1,462.3
令和3年度	428	536	6.84	342	436	359	454	13	15	163	169	382	452	－	－	11	12	0.3	0.3	1,270.3	1,538.3
令和4年度	424	523	6.69	343	431	359	447	10	14	164	169	378	445	－	－	9	10	0.4	0.4	1,263.4	1,516.4
令和5年度	425	522	6.65	346	432	363	449	9	14	168	172	384	453	0.1	0.1	11	11	0.3	0.3	1,281.3	1,531.3
令和6年度	440	543	7.11	355	445	369	457	11	17	164	167	392	467	－	－	12	12	0.4	0.4	1,303.4	1,565.4
令和7年度	459	571	7.29	366	462	382	476	16	23	158	162	417	503	－	－	9	9	0.5	0.5	1,348.5	1,635.5

(2) 地区別に見る保護世帯の状況

（令和8年3月31日現在）



名取市社会福祉事務所管内	
全世帯数	34,642 世帯
全人口	79,638 人
被保護世帯数	454 世帯
被保護人員	569 人
保護率	7.14 ‰

高舘地区	
人口	17,832 人
被保護世帯数	17 世帯
被保護人員	20 人
保護率	1.12 ‰

増田地区	
人口	16,416 人
被保護世帯数	120 世帯
被保護人員	160 人
保護率	9.75 ‰

閖上地区	
人口	3,188 人
被保護世帯数	44 世帯
被保護人員	51 人
保護率	16.00 ‰

名取が丘地区	
人口	5,236 人
被保護世帯数	51 世帯
被保護人員	84 人
保護率	16.04 ‰

増田西地区	
人口	10,975 人
被保護世帯数	65 世帯
被保護人員	88 人
保護率	8.02 ‰

下増田地区	
人口	8,346 人
被保護世帯数	35 世帯
被保護人員	39 人
保護率	4.67 ‰

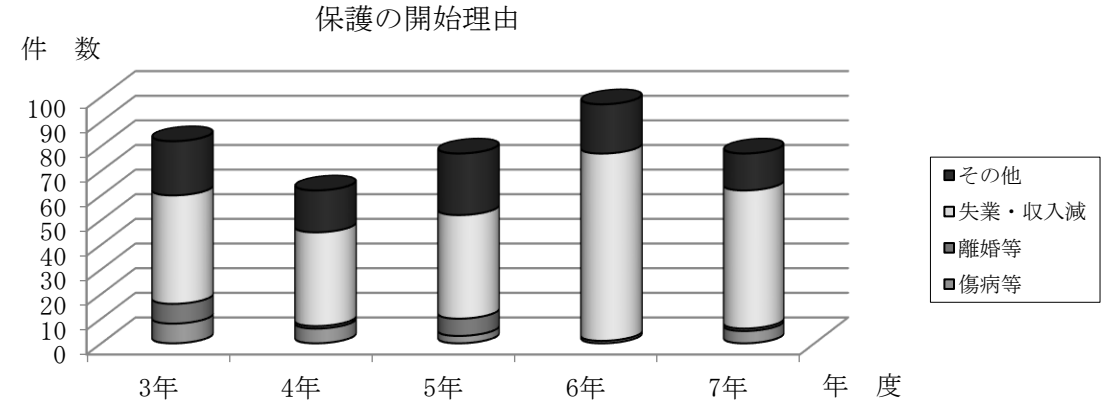
愛島地区	
人口	9,469 人
被保護世帯数	15 世帯
被保護人員	15 人
保護率	1.58 ‰

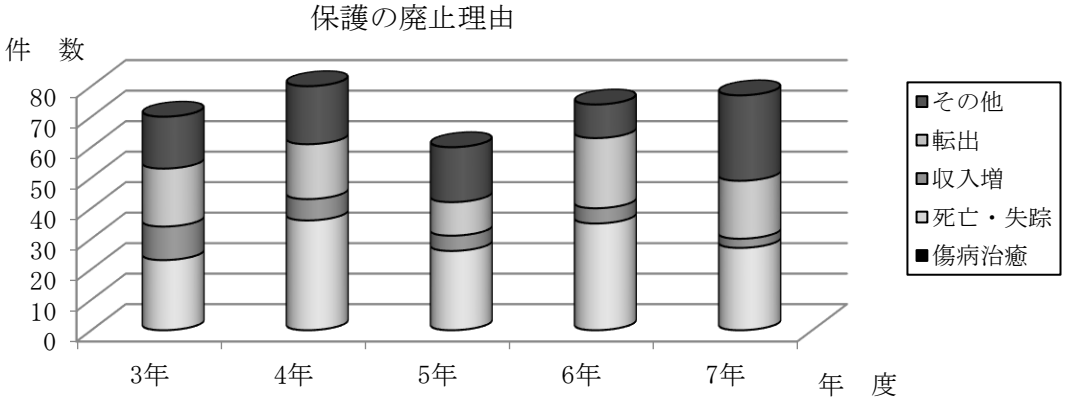
館腰地区	
人口	8,176 人
被保護世帯数	46 世帯
被保護人員	51 人
保護率	6.24 ‰

上記以外に住所地特例として、市外で生活している被保護世帯数61世帯、被保護人員61人

(3) 保護の開始と廃止

保護の開始においては、「失業・収入減」を理由とするものが５６件で最多となっている。
廃止の理由は、「死亡・失踪」が２７件、「転出」の１９件が主なものとなっている。





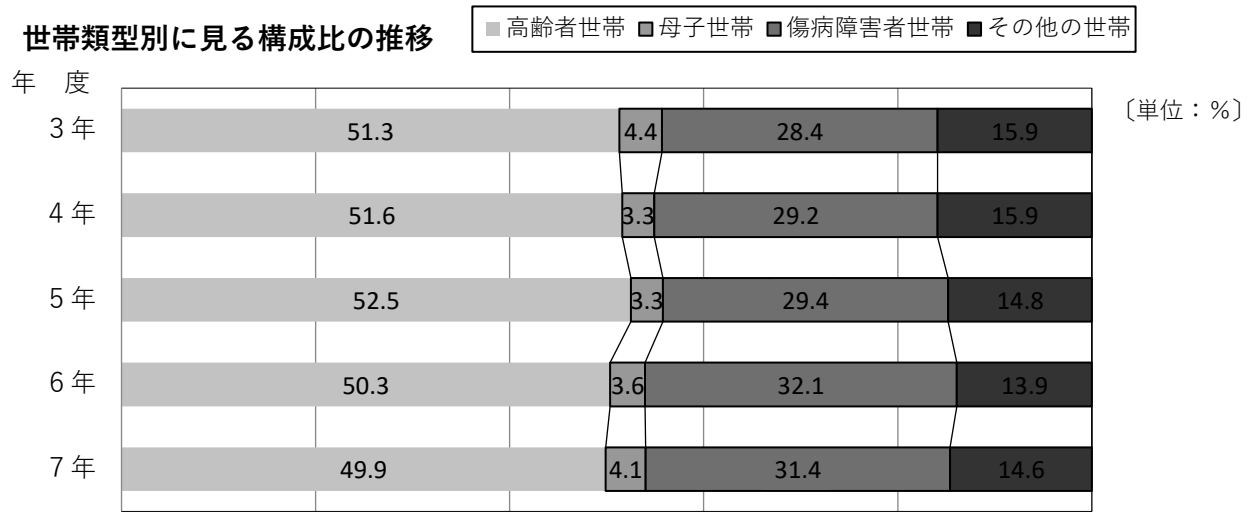
保護の開始･廃止理由別推移

区分／年度	申請件数	却下件数	開始理由					取下件数	廃止理由					
			傷病	離婚・離別	失業・収入減	その他	計		傷病治癒	死亡・失踪	収入増	転出	その他	計
令和3年度	92	5	8	8	44	22	82	5	0	23	11	19	17	70
令和4年度	78	9	6	1	38	17	62	6	0	36	7	18	23	84
令和5年度	88	4	3	7	42	25	77	5	0	26	5	11	18	60
令和6年度	111	8	1	0	76	20	97	6	0	35	5	23	11	74
令和7年度	95	16	5	1	56	15	77	2	0	27	3	19	28	77

(4) 世帯類型別に見る世帯数の推移

保護世帯を世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」と「傷病障害者世帯」で約８割となっている。

この内、「傷病障害者世帯」の多くは５０代から６０代の１～２人世帯で、そのまま高齢者世帯へ移行するケースが多い。また、「傷病障害者世帯」の占める割合が３１．４％（令和８年３月：県市部値２３．２％）と県内でも高い割合となっている。



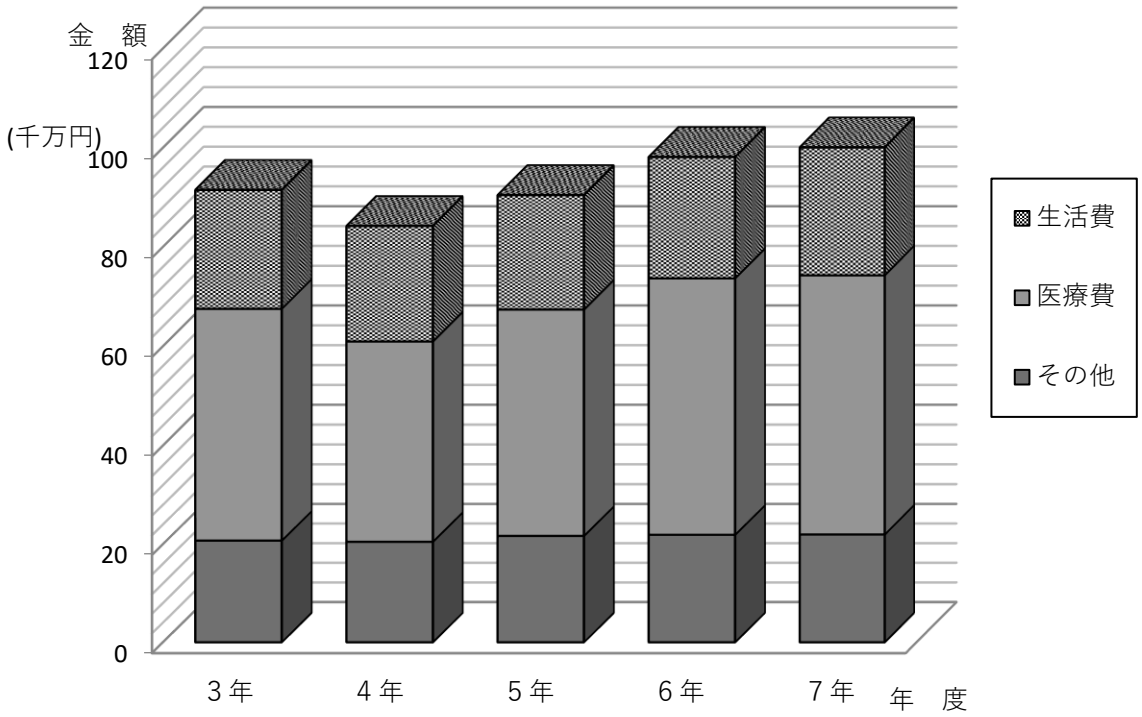
世帯類型別に見る世帯数の推移

類型 / 年度	高齢者世帯				母子世帯				傷病障害者世帯				その他の世帯				計		
	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計	割合	稼動	非稼動	小計
令和3年度	6	215	210	51.3	9	5	18	4.4	34	91	116	28.4	19	49	65	15.9	54	355	409
令和4年度	4	220	221	51.6	6	6	14	3.3	35	90	125	29.2	21	42	68	15.9	68	360	428
令和5年度	7	216	223	52.5	8	6	14	3.3	38	87	125	29.4	23	40	63	14.8	76	349	425
令和6年度	9	212	221	50.3	9	7	16	3.6	35	106	141	32.1	24	37	61	13.9	77	362	439
令和7年度	9	220	229	49.9	8	11	19	4.1	38	106	144	31.4	26	41	67	14.6	81	378	459

(5) 生活保護費の推移

令和７年度の生活保護費総額の約半分が「医療扶助」である。
前述の世帯類型別構成比に示すとおり、「高齢者世帯」と「傷病障害者世帯」が全体の約８割を占め、そのほとんどが医療機関を受診している。一世帯当りでは年間平均１１３万円を超える額となっている。

保護費の年度別推移



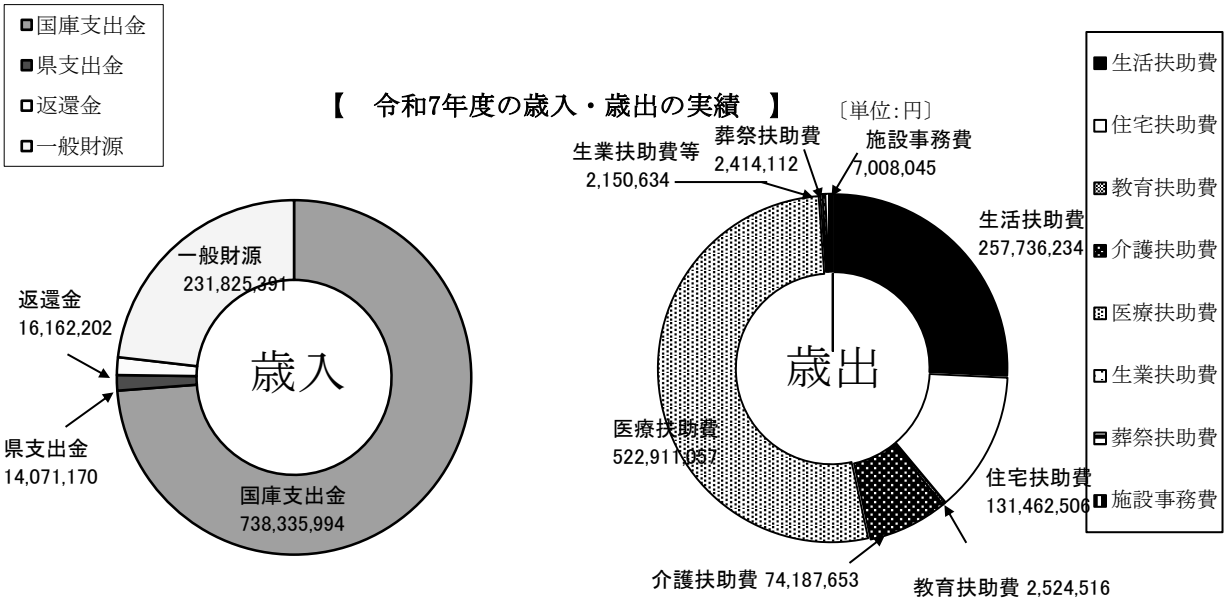
保護費の年度別推移

（単位：円、％）

	保護費 総　額	生活扶助 総　額	比率	医療扶助 総　額	比率	その他 総　額	比率
令和３年度	914,837,356	239,651,128	26.2	468,040,039	51.2	207,146,189	22.6
令和４年度	842,068,056	232,691,888	27.6	404,542,102	48.0	204,834,066	24.3
令和５年度	904,297,016	230,572,413	25.5	456,908,725	50.5	216,815,878	24.0
令和６年度	981,091,739	244,335,979	24.9	517,662,337	52.8	219,093,423	22.3
令和７年度	1,000,394,757	257,736,234	25.8	522,911,057	52.3	219,747,466	22.0

(6) 生活保護費の経理状況

「生活保護費」とは生活保護法による保護の決定実施に伴う費用であり、ここでは生活、住宅、教育、医療、出産、生業及び葬祭の各扶助費及び保護施設事務費をいう。
この経費の負担割合は、国が３／４、県もしくは市が１／４を負担する。



※返還金とは生活保護法第63条及び第78条によるものである。

(7) 医療扶助の状況

近年、被保護者の８割強が医療扶助を受給し、名取市における全生活保護費（1,000,394,757円）のうち、医療扶助（522,911,057円）の占める割合が５割以上となっており、医療扶助の適正な運営が強く求められている。

令和7年度　医療扶助人員

	入院			入院外			合計
	精神	その他	計	精神	その他	計	
４月	12	20	32	12	441	453	485
５月	14	20	34	10	450	460	494
６月	13	21	34	10	460	470	504
７月	14	25	39	9	453	462	501
８月	15	23	38	9	449	458	496
９月	15	26	41	9	453	462	503
１０月	14	24	38	10	463	473	511
１１月	13	25	38	11	456	467	505
１２月	15	21	36	11	461	472	508
１月	14	28	42	12	453	465	507
２月	14	30	44	10	457	467	511
３月	14	20	34	10	462	472	506
計	167	283	450	123	5,458	5,581	6,031
平均	14	24	38	10	455	465	503

１１．社 会 福 祉 一 般

(1) 民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努めることを本来の使命とし、その職務は地域福祉活動の充実強化をはじめ、低所得者の自立更生の援助、児童、身体障害者、母子、知的障害者等の福祉向上、並びに社会福祉施策への協力等広範囲にわたっている。

本市においては110名（※）が厚生労働大臣より委嘱（R7.12.１､任期3年）され、福祉活動を行っている。民生委員・児童委員の活動を組織的、地域的に行うため民生委員児童委員協議会が組織されている。

平成6年1月1日から、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員が新たに設置され、令和8年3月31日現在、18名（※）の主任児童委員が活動している。

※　定数135名（民生委員・児童委員116名、主任児童委員19名）となっているが、令和8年3月31日現在114名となっている。

令和８年３月３１日現在

名取市民生委員児童委員協議会

増田地区民生委員児童委員協議会	増田西地区民生委員児童委員協議会	名取が丘地区民生委員児童委員協議会	閖上地区民生委員児童委員協議会	下増田地区民生委員児童委員協議会	館腰地区民生委員児童委員協議会	愛島地区民生委員児童委員協議会	高舘地区民生委員児童委員協議会	西部地区民生委員児童委員協議会
(18)	(14)	(11)	(9)	(14)	(14)	(8)	(9)	(17)
【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】

合計： 114名（ 男性 20名、女性94名）

（ ）は民生委員・児童委員数、【 】は主任児童委員数（再掲）

民生委員・児童委員（主任児童委員）活動状況

項目	年度	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		民生委員	主任児童委員（再掲）	民生委員	主任児童委員（再掲）	民生委員	主任児童委員（再掲）
内容別相談・支援件数	在宅福祉 (1)	183	0	127	0	149	0
	介護保険 (2)	72	0	107	0	106	0
	健康・保健医療 (3)	138	0	167	0	138	0
	子育て・母子保健 (4)	31	3	39	7	37	11
	子どもの地域生活 (5)	520	105	602	163	466	176
	子どもの教育・学校生活 (6)	130	72	91	31	98	35
	生活費 (7)	52	0	32	0	38	2
	年金・保険 (8)	2	1	4	0	0	0
	仕事 (9)	7	0	4	0	9	0
	家族関係 (10)	108	1	108	0	114	1
	住居 (11)	23	0	29	0	25	0
	生活環境 (12)	116	1	98	0	153	0
	日常的な支援 (13)	1,094	6	1,161	3	854	3
	その他 (14)	1,300	46	1,381	9	1,585	6
	計 (15)	3,776	235	3,950	213	3,772	234
相談・支援分野別件数	高齢者に関すること (16)	2,128	0	2,333	0	2,227	0
	障害者に関すること (17)	138	3	92	0	52	0
	子どもに関すること (18)	738	211	747	201	607	225
	その他 (19)	772	21	778	12	886	9
	計 (20)	3,776	235	3,950	213	3,772	234
その他の活動件数	調査・実態把握 (1)	2,724	81	3,218	78	3,052	167
	行事・事業・会議への参加協力 (2)	2,103	295	2,136	321	2,220	347
	地域福祉活動・自主活動 (3)	6,616	1,134	6,946	1,184	6,764	1,116
	民児協運営・研修 (4)	4,117	411	4,331	451	4,330	441
	証明事務 (5)	201	15	158	0	189	7
	要保護児童の発見の通告・仲介 (6)	12	0	3	0	3	3
延べ訪問回数	訪問・連絡活動 (7)	15,157	124	16,686	108	17,014	261
	その他 (8)	6,364	44	6,580	56	5,750	45
連絡調整回数	委員相互 (9)	6,815	1,166	6,484	1,131	6,750	1,367
	その他の関係機関 (10)	4,051	577	4,549	662	5,122	562
活動日数 (11)		17,526	2,212	18,206	2,207	17,907	2,276

(2) 赤十字事業

「人道」という赤十字の崇高な理念の旗印のもとに、日本赤十字社を支える多くの会員と赤十字ボランティア等の信頼と支援により多くの事業を実施している。

具体的な活動としては、地震や台風などの自然災害等が発生した際の災害救護、災害時等に看護専門職としての役割を発揮できるよう資質の高い看護師養成、地域の中核として緊急医療や高齢化社会に対応した医療事業、尊い命を救うための献血による血液事業、紛争や災害で苦しむ人々のための国際救援、いざというときの手当てや事故防止のための各種救急法や家庭看護法等の講習会、青少年赤十字・赤十字奉仕団等の赤十字ボランティア育成、乳児院・身体障害者療養施設・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を運営する等、幅広い活動が行われている。

これらの活動に要する経費の多くは、下記の２つの項目により賄われている。

①一般会費　……市民の方々を対象とした会費

②法人会費　……会社・商店・事業所等を対象とした会費

参考までに過去５年間の実績額は次のとおりである。

赤 十 字 運 動 実 績 額

単位：円

年　度	一般会費	法人会費
令和３年度	6,869,100	266,000
令和４年度	6,708,320	232,600
令和５年度	7,007,710	246,000
令和６年度	7,002,490	191,000
令和７年度	5,891,590	199,000

１２．社会福祉法人　名取市社会福祉協議会

◎名取市社会福祉協議会の概況

昭和３０年４月１日、６ヵ町村の合併により名取町が誕生、同時に名取町社会福祉協議会が発足した。

昭和３３年１０月１日市施行により名取市社会福祉協議会となり、昭和４５年９月１２日、社会福祉事業法第２２条に規定する法人格を取得し、社会福祉法人名取市社会福祉協議会を設立した。

社会福祉法第１０９条に基づき社会福祉を目的とする事業の企画、調査、宣伝、連絡、調整等、民間福祉団体として地域福祉活動・在宅福祉活動を推進している。

・社会福祉協議会の予算

（単位：千円）

勘定科目			令和８年度 予　算　額	令和７年度 予　算　額	比 較 増 減
事業活動による収支	収入	会費収入	4,725	5,081	▲ 356
		寄附金収入	100	100	0
		経常経費補助金収入	34,224	32,214	2,010
		受託金収入	69,192	78,258	▲ 9,066
		貸付事業収入	1,128	1,128	0
		事業収入	606	630	▲ 24
		負担金収入	35	35	0
		介護保険事業収入	102,188	130,416	▲ 28,228
		就労支援事業収入	6,998	6,732	266
		障害福祉サービス等事業収入	56,305	64,492	▲ 8,187
		受取利息配当金収入	1	1	0
		その他の収入	2,593	2,588	5
		事業収入計（1）	278,095	321,675	▲ 43,580
	支出	人件費支出	263,684	270,280	▲ 6,596
		事業費支出	11,568	31,173	▲ 19,605
		事務費支出	43,874	45,219	▲ 1,345
		就労支援事業支出	6,998	6,732	266
		利用者負担軽減額	8	0	8
		貸付事業支出	1,128	1,128	0
		共同募金配分金事業費支出	1,302	1,257	45
		助成金支出	840	840	0

（単位：千円）

勘定科目			令和８年度 予　算　額	令和７年度 予　算　額	比 較 増 減
		その他の支出	1,850	1,850	0
		法人税、住民税及び事業税支出	10	10	0
		事業支出計（2）	331,262	358,489	▲ 27,227
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-53,167	-36,814	▲ 16,353
施設整備等収支	収入	施設設備整備等寄附金収入	50	0	50
		施設整備等収入計（4）	50	0	50
	支出	固定資産取得支出	0	0	0
		その他の施設整備等による支出	0	0	0
		施設整備等支出計（5）	0	0	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		50	0	50
その他活動収支	収入	退職手当積立基金預け金取崩収入	37,500	39,000	▲ 1,500
		財務活動収入計（7）	37,500	39,000	▲ 1,500
	支出	積立資産支出	1,001	1,001	0
		退職手当積立基金預け金支出	10,025	10,044	▲ 19
		財務活動支出計（8）	11,026	11,045	▲ 19
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		26,474	27,955	▲ 1,481
予備費（10）			1,450	1,450	0
前期末支払資金残高（11）			104,166	106,853	▲ 2,687
当期資金収支差額合計（12） **(12)=(3)+(6)+(9)-(10)＋(11)**			76,073	96,544	▲ 20,471

・会員及び会費の状況

会員区分 ＼ 年度		令和７年度	令和６年度	令和５年度
法人会員	会員	64	77	84
	金額（円）	390,000	478,000	503,000
特別会員	会員	4	4	4
	金額（円）	11,000	12,000	11,000
団体会員	会員	9	9	9
	金額（円）	27,000	27,000	27,000
普通会員	会員	15,877	16,760	16,405
	金額（円）	4,358,280	4,704,670	4,744,300
合計	会員	15,954	16,850	16,502
	金額（円）	4,786,280	5,221,670	5,285,300

〈主な事業内容〉

(1)福祉給食サービス事業

市内に居住する概ね６５歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、生活自立の助長、社会的孤立感の解消、健康増進を図るとともに安否確認等を行うことを目的に配食サービスを実施する。

＜配食サービス＞　－ 令和７年度実績 －

○ 実　　施　　日　　毎週一人１回　火・木曜日のいずれかを利用
○ 年間延利用者数　　１，５６７人
○ 年　間　回　数　　１０２回

(2)生活福祉資金貸付事業《福祉資金（教育支援資金等）・総合支援資金・不動産担保型生活資金》

○ 貸付対象者
　自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯、高齢者世帯、障がい者が属する世帯であって、民生委員などの支援の下に資金の貸付を受けることにより、自立が可能と認められる世帯
○ 申込手続
　その世帯の居住者を担当する民生委員を通じて行い、民生委員から名取市社会福祉協議会を経由して宮城県社会福祉協議会に申請

(3)生活安定資金貸付事業（事業開始　昭和４２年度）

○ 貸付対象者及び目的
　低所得者に必要な援助指導の下に小口の生活資金を貸し付け、自立更生と生活安定を図る。
○ 実施主体
　名取市社会福祉協議会が県及び市の補助による原資をもとに実施
○ 貸付金額
　５０，０００円（特に必要と認めた場合７０，０００円）
○ 貸付の条件
　貸付利子　　無利子
　償還方法　　１ヶ月据置１年間で償還

(4)生活相談所の開設

市民からの相談に助言・援助を行い、地域住民の福祉の増進を図る。

○ 実　施　日　　毎週火曜日
○ 年間開設日　　年間５０日（令和７年度）

〈令和７年度相談事項別件数及び対応状況〉

相談事項 / 対応状況・件数		生計	職業・生業	家族	離婚	健康・衛生	医療	人権・法律	財産	高齢者福祉	苦情	その他	合計
取扱件数		0	0	3	0	0	0	0	1	0	2	3	9
対応状況	解決したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	継続指導中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民生委員に紹介	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他の機関に紹介	0	0	3	0	0	0	0	1	0	1	2	7
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5)障害福祉サービス事業

＜障害福祉サービス＞

＊居宅介護、重度訪問介護
身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供する。
＊移動支援事業（地域生活支援事業）

(6)日常生活自立支援事業《福祉サービス利用援助事業（通称：まもりーぶ）》

判断能力に不安がある高齢者や障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行う。

(7)災害ボランティアセンター設置運営事業

名取市防災計画並びに名取市との協定に基づき、大規模災害発生時における「災害ボランティアセンター設置運営」に向け、市民への啓発事業・設置訓練等を行う。

(8)その他の事業

①社会福祉大会の開催
②寄付金・寄付物品の受領及び払出し
③キャップハンディ体験事業の実施
④広報誌「社協だより」の発行

(9)関係団体事務局

①名取市民生委員児童委員協議会
②名取市共同募金委員会
③名取市老人クラブ連合会
④名取市ボランティア連絡会

赤い羽根共同募金実績額

地　区　名	令和７年度実績（円）	令和６年度実績（円）	前年度比（%）
戸別募金	4,868,633	5,721,296	85.1
店頭募金	16,367	30,466	53.7
学校募金	20,873	39,655	52.6
職場募金	114,555	263,001	43.6
法人募金	115,000	0	―
ハートフルベンダー（募金機能付自動販売機）	54,986	53,162	103.4
その他	184,411	406,681	45.3
合　　計	5,374,825	6,514,261	82.5

(10)市指定管理事業・市受託事業

①地域包括支援センター事業（名取南地域包括支援センター）（市受託事業）

地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防マネジメント業務など包括的な支援を提供する。

〔担当地区エリア：名取が丘、館腰〕

②在宅介護等事業（市受託事業）

育児支援を必要とする世帯や子育て家庭で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供する。

＊育児ヘルプサービス訪問事業

＊子育て家庭日常生活支援事業

③名取市友愛作業所の運営（市指定管理事業）

市の指定管理者制度による指定管理者として、障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型事業の管理運営を行う。

＊就労継続支援B型・・・一般企業等の雇用契約に基づく就労が困難である障がい者を対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上のために必要な訓練等、福祉サービスの提供をあわせて行う。

④名取市基幹相談支援センターの運営（市受託事業）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

① 総合的・専門的な相談支援の実施
② 地域の相談支援体制の強化の取組み
③ 地域移行・地域定着の促進の取組み
④ 権利擁護・虐待の防止
⑤ 障がい者等地域づくり協議会の運営

⑤なとりソーシャルサポートセンターぽこあぽこ

○相談支援事業（市受託事業）

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

○指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

利用者に適切なサービスが提供されるよう、一人ひとりに合ったサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者との連絡調整を図りながら計画相談支援サービスを行う。

⑥生活支援体制整備事業（市受託事業）

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進と情報発信を目的に地域住民等を対象とした集いの場へ出向き、地域資源の発掘及び取りまとめを行う。また、生活支援サービス等の必要性と普及啓発を目的とした講演会等を開催する。

令和８年度版　なとりの福祉

発　行　令和８年１１月
発行者　宮城県名取市社会福祉事務所